

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

365

（二） 平成二十八年十二月十五日

以後の場合
額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

十七 中途換金の特例

が養成第一項の相続契約の受益者を含む。その相続が信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する特別障害者扶養信託契約の受（昭和二十五年法律第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養法（平成二十五年法律第二十条による改定による扶養法）第三条の規定する特正第五号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養法等の一部を改定す（昭和二十五年法律第七十三号）。

払元
場利所
金支

日本銀行